

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24年 6月 25日現在

機関番号：34315
 研究種目：若手研究(B)
 研究期間：2010～2011
 課題番号：22730062
 研究課題名(和文) 触法障害者に対する新たな刑事司法手続と一貫した社会復帰支援に関する比較研究
 研究課題名(英文) The comparative study of due process and the transitional care for rehabilitation of offenders with disabilities.
 研究代表者
 森久 智江(CHIE MORIHISA)
 立命館大学・法学部・准教授
 研究者番号：40507969

研究成果の概要(和文)：

本研究は、刑事司法手続に關与した障害者(主に知的障害者)について、諸外国における現状との比較により研究を行い、日本において、障害のある被疑者・被告人の人権保障に資する適正手続としての新たな刑事司法制度の構築と、手続の当初から福祉との連携により社会復帰のための一貫した社会的援助の提供を行うことの必要性を論じるものである。

研究成果の概要(英文)：

This study is carried out by comparison with the current research in other countries (mainly people with intellectual disabilities), for contributing to discussing the protection of human rights of the accused and suspected people with disabilities and the need for constituting a new criminal justice system as due process and providing the transitional care for rehabilitation cooperated with welfare.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2011年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
年度			
総計	2,000,000	600,000	2,600,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・刑事法学

キーワード：触法障害者、適正手続、一貫した社会的援助、社会復帰、判決前調査

1. 研究開始当初の背景

刑事施設における処遇困難者の増加と新しい施策

(1) 研究開始当初から近時に至るまで、日本の刑事施設について指摘されている問題点の一つとして、刑務所内での高齢者、知的障害・身体障害・精神障害等の障害を有するいわゆる「処遇困難者」とされる被収容者の増加という問題がある。このような特定の類型の被収容者が増加することにより、相対的

に経理要員(=刑務所内の生活における維持管理作業を行う被収容者)が不足し、刑務所内の工場運営上、あるいは処遇上の困難が生じているのだという(浜井浩一『刑務所の風景 社会を見つめる刑務所モノグラフ』(日本評論社、2006))。浜井は「受刑者を拒否できないことはもちろん、どのような受刑者であっても正式に釈放の日を迎えるか、または死亡するまで面倒を見続けるしかない」刑務所が、今や「治安の最後の砦」ではなく、「福

社の最後の砦」、すなわちセーフティネットとしての機能を果たしていることを指摘する。

(2) このような現状に対する問題意識に基づき、平成18(2006)年度から平成20(2008)年度まで、矯正・更生保護・福祉の各分野の専門家による厚生労働科学研究「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」(研究代表者・田島良昭)(以下、「田島班研究」と称する)が実施された。この田島班研究により、a. 矯正施設における知的障害者(もしくはその疑いがある者)の中で、療育手帳所持者の少なさと軽微な犯罪の再犯者が多いこと、b. 現行制度における更生保護と福祉の連携の困難、c. 触法障害者への対応が障害者施設一般において負担とされている現状が明らかにされ、d. 矯正・保護・福祉の連携による障害のある出所者の受け入れモデル事業も実施された。その成果を踏まえ、法務省においては、高齢者・障害者処遇の充実を目的としたPFI方式による刑事施設内への「特化ユニット」の設置、矯正施設への社会福祉士等の配置、また厚生労働省においては、各都道府県事業として出所者支援を行う「地域生活定着支援センター」の設置といった施策が採られることとなった。

(3) しかし、これらの施策はいずれも矯正施設入所中及び出所後における問題点に着目したものであり、触法障害者に対して、刑事司法の「出口」における支援を充実させる試みである。前記田島班研究の成果公表に際して実施された発表会(平成21(2009)年2月18日)においても、田島班研究が積み残した課題として、捜査や公判等、刑事訴訟手続段階における障害者支援、すなわち刑事司法の「入口」における問題点と支援の在り方についての検討が必要であるとの指摘がなされた。

2. 研究の目的

(1) 田島班研究の研究分担者の一人であり、自らの受刑経験を機に、触法障害者の問題に取り組み始めた山本譲司は、かねてより障害者が被告人となった場合の刑事裁判の実態について取材を継続しており、そもそも刑事訴訟手続の意味や自らの置かれている状況を理解できないままに裁かれている障害者の存在や、障害者が捜査・公判段階において事実と異なる供述へと誘導され、結果的に冤罪が生まれる危険性を指摘している(山本譲司『累犯障害者 獄の中の不条理』(新潮社、2006)等)。

(2) また、田島班研究以前から、障害者たる被告人の刑事弁護を多数担当してきた弁護士によっても、a. 知的障害者は通常人と変わらない受け応えが可能な場合もあり、一見したところ「障害」があることを気付かれ

ないまま裁判が進められてしまうこと、b. 受刑段階になって初めて知的障害の疑いがあることが発覚する場合があること、c. 臨機応変な対応が困難であるという知的障害の特性ゆえに、弁解や反省の弁等、「自分を守る言葉」を発することなく、事件の際の行為が表面的に構成要件に該当することから、実質よりも重い罪名によって裁かれ、結果的には厳罰を受けやすい傾向にあることが指摘されてきた(辻川圭乃『実録刑事弁護 障害のある人を守る司法制度を作るために』(Sプランニング、2006)等)。

(3) 知的障害を理由にした刑事責任無能力の判断がほとんど為されず、通常の刑事訴訟手続により、触法障害者が訴追される日本の現行刑事司法においては、受刑段階もしくは受刑後の支援を充実させ、度重なる再犯や矯正施設への再入所を防ぐとともに、まず、刑事訴訟における触法障害者にとって在るべき適正手続保障と、未決段階を含め、可能な限り身柄の拘束を回避するための社会的援助が追究されなければならないものといえる。

(4) 本研究は、以上のような観点から、触法障害者にとって適正手続たることを保障する刑事訴訟手続はどのような手続であるべきなのか、諸外国との比較をもとに、理論的・実証的に研究を行うものとした。具体的には、以下のような点を明らかにすることを目的とした。

触法障害者が被疑者・被告人となる事件を、現状と同じく、日本における通常の刑事訴訟手続において扱う場合、弁護士・社会福祉士・NPO等の民間団体等による法的・社会的援助の提供と手続への適切な関与を行うことにより、触法障害者固有の適正手続保障が可能であるのかという刑事訴訟法学的問題意識から出発し、同時にそのような最もミニマムな刑事司法改革により、被疑者・被告人となった触法障害者の自立的な社会復帰までを見据えた一貫した援助が可能であるのかという刑事政策的観点からも研究を行う。既に日本においても、一部の弁護士による触法障害者に特化した弁護や福祉関係機関との連携は実施されているが(辻川・前掲、副島洋明『知的障害者 奪われた人権 虐待・差別の事件と弁護』(明石書店・2000))、それらは飽くまでも一部の問題志向的な弁護士による自助努力の域を出ないインフォーマルなものであり、制度的な取り組みには至っていない。そのため、よりフォーマルな形の制度設計(例えば、触法障害者弁護に特化した当番弁護士制度の創設等)を視野に入れた改革提案を行う。

触法障害者が被疑者・被告人となる事件を、既存の刑事訴訟手続とは全く別個のものとして、例えば少年司法手続に類似するような

別個の理念を有する司法システムとして新たに構築する場合、どのような手続であれば触法障害者固有の適正手続保障が可能であるのか、諸外国の制度を参照しながら検討する。諸外国においては、触法障害者は健常者と管轄の異なる裁判所で裁かれる訳ではなく、量刑段階で福祉職による判決前調査報告書（pre-sentence report）が提出されることにより、刑事施設への収容を回避した社会内処遇の実施、もしくは施設収容時であっても、刑務所内の触法障害者処遇に特化したユニットへの収容等が提言されるといった手続が実施されているが、事実認定手続と量刑手続を分けるという手続二分を採用していない日本の刑事訴訟制度の中で、無罪推定原則との関係から、そもそも報告書のための調査が許容され得るかは疑問無しとしない。そのため、少年司法手続と同様に、刑事訴訟が目的とする真実の解明と適正な刑罰の実現ではなく、触法障害者の保護と自立的な社会復帰を理念とした全く別個の手続として、触法障害者に対する司法手続を構築し、その手続における適正手続保障が可能であるのかを検討し、改革提案を行う。

3. 研究の方法

各年度における研究の方法・計画について、平成22年度は「基礎的な実態調査と文献等による基本的情報の収集」、平成23年度は「まとめと現行制度に対する代替案の提示」として、各年度以下の通り計画し、実行した。（1）平成22年度は、触法障害者に対する刑事訴訟手続段階の法的／社会的援助を実施している国での実施方法、実施のための人的・物的施設についての実態調査を中心に研究を行った。

従前の調査の成果も踏まえ、オーストラリア（特にヴィクトリア州）、アメリカ（特にイリノイ州）の調査を予定していた。中でも、捜査から公判段階全般については、これまでの文献検討及び実地調査の結果から、法務省（Department of Justice）管轄ではなく、厚生労働省（Department of Human Services）が、捜査段階から処遇段階まで一貫して関与を行っているオーストラリアの制度を詳細に検討することが不可欠であった。調査にあたっては、ヴィクトリア州において、平成21年度まで実際に現地の Department of Human Services に所属し、ケースマネージャーとして触法知的障害者への支援を行っていた経験を有する水藤昌彦氏（現・山口県立大学社会福祉学部准教授）、犯罪や非行を行なった人のサポートをしている民間団体 ACSO（Australian Community Support Organisation）での活動を経て、現在は臨床心理士として触法知的障害者の pre-sentence report の作成や社会内処遇での処遇プログラム

の実施を行っている Peter Stanislawski 氏（Cadence Psychology 所属）、その他、複数の現地司法省（Department of Justice）職員、民間団体職員、研究者の協力を得た。一方、捜査段階について、警察・検察組織内に知的障害者専門の捜査官を配置し、一般の警察職員に対してもハンドブックや研修等により、知的障害者の特性について知識を獲させる等の取り組みを行っているアメリカの現状を是非見ておく必要があったが、残念ながらアメリカ調査は、コーディネートを引き受けて頂いていた平山真理専任講師（現・白鷗大学法学部）との調整がつかなかったため、本研究期間においては実現できなかった。その代替的調査として、オーストラリア調査の際、捜査段階において犯罪行為者に対する福祉的サポートを行う成年後見人事務所（Office of Public Advocate）へのヒアリングを実施した。

文献研究として、諸外国では触法障害者に特化したシステムを構築・運用していくにあたり、「適正手続」、「社会復帰」や「更生」といった概念がどのように観念され、発展してきたのかに関する理論的研究、あるいは、日本においてかつてなされた判決前調査制度及び手続二分論に関する議論を整理し、近時、裁判員制度と量刑のあり方に関連して議論されている同制度に関するものとの異同を確認した。

（2）平成23年度は、前年度までの調査の補充的研究と分析を中心に、わが国の現行刑事司法の現状とあるべき将来像を踏まえて、触法障害者が関与する場合の具体的な改革提案を呈示することを予定していた。

しかし、研究途上において明らかとなった研究成果及び他の研究者との理論的交錯、あるいは日本における先進的な実践動向から、EU 諸国における触法障害者に対する社会的支援の状況や、日本の PFI 刑務所における治療共同体ユニットでの実践動向について等、今後の研究展開も視野に入れ、やや研究範囲を拡大することとなった。

また、研究成果の報告についても、学会における報告、論文として公刊することを予定していたが、この点についても、研究代表者単独による報告・論文公表のみならず、シンポジウムへの登壇、あるいは理論書への寄稿という形でも公表することとなった。

オーストラリアから実務家・研究者を招いたシンポジウムを開催するとの計画については、当初予定していた実務家・研究者とのスケジュール調整がつかず、残念ながら実現することができなかった。

4. 研究成果

各年度における具体的な研究成果は以下の通りである。

(1)平成22年度は、基礎的な実態調査と文献等による基本的情報の収集、及び研究の中間報告にあたる学会報告を行った。

実態調査として、オーストラリア・ビクトリア州の刑事司法制度における触法障害者支援の現状を、特に判決前調査との関係を意識しつつ調査を行った。具体的には、Port Phillip 刑務所における触法障害者の特化ユニットである Marlborough Unit、捜査段階において犯罪行為者に対する福祉的サポートを行う Office of the Public Advocate (OPA)、触法障害者に関する調査及び処遇のための福祉機関である Disability Forensic & Assessment Service (DFATS)、Melbourne Magistrates Court (メルボルン治安判事裁判所)においてヒアリング及び施設調査を実施した。当該調査の成果としては、OPA が行っている障害のある被疑者の取調べにおける福祉専門家の立会いの制度として、Independent Third Person (ITP) というものが設けられており、被疑者の自白につきこの立会が無いものは大きくその信用性を減じられること、また、DFATS はヴィクトリア州厚生労働省 (DHS) が所管する機関であり、一般福祉におけるサービスの一環として、触法行為を行ったクライアントへのサービスも提供されており、刑事施設に収容されている触法障害者への処遇も、その提供場所が刑事施設の敷地内であるとはいえ、一般の被収容者の収容棟とは異なり、庭園のあるより開放的な建物において、生活スキルの取得等の福祉的専門性に裏付けられた処遇が提供されていることが注目された。

また、日本の現状調査として、触法障害者及び高齢者を専門的に処遇する特化ユニットを有する島根あさひ社会復帰促進センターの現地調査及びヒアリングを実施し、各刑事施設 (札幌刑務所、沖縄刑務所、大阪刑務所) に配置されたソーシャルワーカーの活動実態についてもヒアリング調査を行った。さらに、民間団体に所属するソーシャルワーカー・弁護士による触法障害者支援の先行例として、主に近畿圏で活動を行っている A-Unit (兵庫県) のヒアリングを実施した。これら日本の現状調査からは、本研究の背景となった田島班研究以降、国家レベルの取組として各刑事施設においてソーシャルワーカーの配置が進められ、地域生活定着支援センターとの連携をとりながら、量的にはまだ少数ではあるものの、一定の触法障害者・高齢者支援が実施され始めていること、しかし、その連携を進める過程で、司法 (刑事施設) と福祉 (定着支援センター及び受け皿となる福祉機関等) との間に、情報共有や支援の基本的姿勢等の違いといった軋轢が生じていることも明らかとなった。さらに、田島班研究以前から、A-Unit のように、個別の民間篤志

家による触法障害者支援が既に精力的に実施され、一定の成果を上げてきていたにも関わらず、国家レベルで行われている新たな施策は、その対象範囲を民間による取組よりもかなり限定した形で進められており、本来の潜在的ニーズに対して十分に対応できるものにはなっていない旨、ヒアリングにおいて指摘されていた。

文献については、オーストラリアで触法障害者の社会復帰支援にあたり、理論的にも実務的にもその指針となっている Tony Ward 教授による犯罪行為者の社会復帰理論「Good Lives Model (よき人生モデル)」について書かれた著書『Rehabilitation Beyond the risk paradigm』の翻訳作業を開始した。当該作業は平成23年度にかけて継続され、書籍そのものが大部であること、やや抽象的・文学的表現を含む部分があることから、翻訳作業が若干難航しているものの、近日中に出版の目途はつきつつある状況である。本書の特徴は、従来の犯罪行為者のリスクに着目した社会復帰理論から、行為者自身が社会復帰へ向けて、犯罪行為以前の人生における社会的負因に対応をしていくための支援に重点を置いた理論が展開されている点にある。つまり、犯罪行為者を処遇の客体としてとらえるのではなく、自律的な社会復帰の主体としてとらえ直すための理論であるといえる。さらにそれが、障害を有する犯罪行為者であっても、一般の犯罪行為者であっても、その属性にかかわらず、すべての人間に妥当する理論として構築されている点は重要であろう。

学会における中間的な成果公表として、日本刑法学会関西部会において研究状況を報告し、今後の展開 (触法障害者から犯罪行為者一般への展開) に関する指摘を受けた。また、龍谷大学において開催されたシンポジウム「日本における犯罪行為者のソーシャル・インクルージョン～実践知と理論知の融合を目指して」において登壇し、前記 A-Unit 所属の谷村慎介弁護士 (現社会福祉士・精神保健福祉士) をはじめとした実務家・研究者とともに、「ソーシャル・インクルージョン」というキーワードを中心に据えながら、具体的には触法障害者、高齢者、薬物依存者等への支援と社会復帰についてパネルディスカッションを行った。本シンポジウムでは、PF1 刑務所運営に関与している民間企業代表者、社会福祉士、福祉施設・団体の代表者が、それぞれ自ら行っている各類型の犯罪行為者への支援の実際・理念について語り、その中で、一般の福祉における要支援者と犯罪行為者に「支援を提供する相手」としての違いはないこと、また、「犯罪を行った」ということが特別な負因なのではなく、障害や加齢 (高齢) 薬物等と同様に、社会に復帰していく際の社会的ニーズのひとつとして観念

されているということが登壇者間の共通理解として得られた。

(2)平成23年度は、本課題研究最終年度のまとめにあたる年度として、実施した調査・研究等のまとめ・公表に加え、今後の研究の方向性を定めるべく、以下の通り研究を行った。

日本における現状調査として、刑事施設（喜連川社会復帰促進センター、美祢社会復帰促進センター、黒羽刑務所、沖縄刑務所、京都刑務所）及び地域生活定着支援センター（長崎、滋賀、栃木、大阪）、南高愛隣会の関連施設（更生保護施設「虹」等）のヒアリング調査を実施した。各刑事施設における取組みは、必ずしも一様ではなく、特に、触法障害者・高齢者への対応に際した司法と福祉（さらには官と民）の連携の状況は、特化ユニットを有しているか否かという近年の施策との関連ではなく、むしろ当該施設ごとに従来構築されてきた処遇体制との関連により、その密度や成果がかなり異なっていることがうかがわれた。たとえば、黒羽刑務所は、知的障害のある被収容者や高齢被収容者が作業に従事する寮内工場が比較的早期から設置され、触法障害者等の社会復帰の困難性についても自覚的に対応されてきた中で、刑事施設ソーシャルワーカーの設置後、時を同じくして民間委託による処遇のバリエーションが豊富化したこともあり、官民協働のもと、定着支援センターとの連携を施設収容時から積極的に進めていこうとする姿勢に一貫性がみられ、着実に成果を挙げていることがわかった。また、連携の相手方たる福祉としての定着支援センターの現状については、南高愛隣会が示した「長崎モデル」をそのまま他のセンターにおいて実施することは困難である中、センターごとに既存の社会資源を活用しながら、意欲的に独自のネットワークを築くことで社会の中の「切れ目のない支援」の体制を確保しようとしていることが明らかとなった。特に、意欲的に活動している定着支援センターの特徴として、刑事施設や保護観察所といった司法の側の要望に従って受動的な活動を展開するのではなく、福祉としての独立性を維持した上で連携におけるイニシアティブを発揮し、対象者を福祉における一般の要援護者と同様に支援ニーズを把握しながらオーダーメイドの支援を模索している点は重要であると思われる。

神戸において開催された国際犯罪学会において、日本犯罪社会学会が主催するシンポジウム「判決前調査制度の国際比較」(コーディネーター：武内謙治(九州大学)・本庄武(一橋大学))にて、オーストラリアにおける触法障害者の判決前調査制度について紹介するパネリストの一人として登壇した。

その際、オーストラリア以外にドイツ、スコットランド等、諸外国の判決前調査制度に関する報告が行われ、福祉をはじめとした専門的知見が量刑選択において果たす役割についてグローバルな見地から検討する機会となった。具体的には、福祉的な専門性の観点から言われる「再犯のおそれ」や「社会復帰」という概念は、必ずしも従来の司法におけるそれとは同義ではないのではないかということ、さらに、量刑の中で考慮されている要素としても、障害や高齢の被告人に対する判断においては、判決後の支援の実効性が大きな考慮要素となっていることがうかがわれた。

前記に関連して、通常の判決言い渡し後（責任刑の確定後）に刑の修正手続を経ることで当該被告人にとって「最もふさわしい刑の執行の仕方を決定する」という特徴的なフランスの制度について、ヒアリング調査を実施した。フランスのツールーズにおける刑事施設での障害者・高齢者処遇のあり方と、その処遇体制にEUの福祉政策一般が与えている影響、また、刑罰適用判事(JAP)による刑の修正手続を通じて行われている触法高齢者・障害者の社会復帰に際して必要な福祉的支援のあり方について、調査を実施した。フランスの刑の修正制度は、福祉専門家が修正手続の段階で資料提供を行うという点は通常の判決前調査制度と類似しているものの、責任刑の枠を決定した上で、その枠内での「執行のあり方」の決定において対象者本人の支援ニーズを考慮しようとする二段階手続であることに特徴がある。司法における責任に対する刑罰という要請と、福祉における対象者の生活再建・社会復帰という要請のバランスを取ろうとする制度のひとつのあり方であり、この手続を経ることで、その後の刑の執行はその多くが社会内処遇とされ、その中で民間団体(アソシエーション)と連携した一般福祉としての多様な支援が実施されている。

翻って、日本における「社会復帰・生活再建」と「責任に応じた刑罰」との関係はいかなるものであろうか。前記におけるセンターと各刑事司法機関との連携においては、つまり福祉と司法の連携において、両者の関係はいかに意識されているのであろうか。その関係性に対する意識の差は、量刑における「社会復帰」にかかわる要素の考慮のあり方、あるいは手続の各段階における「社会復帰」へ向けた処遇のあり方に表れてくるのではないか。そこで、このような課題に取り組む前提として、犯罪を行い、「刑罰」を科され、「社会復帰」していく対象者本人の「社会復帰」と「刑罰」に関する意識と、施設内処遇の関係性を模索するべく、PFI施設である島根あさひ社会復帰促進センターにおいて、Th

erapeutic Community(TC(治療共同体))ユニットに所属する被収容者との対話実践を行い、検討を行った。当該施設の TC ユニットに所属する被収容者は、6 か月を基本とした社会復帰促進プログラムを繰り返し実践する中で、他の被収容者とのグループワークを通して、犯罪行為に至るまでの成育歴を含めた自己分析を進め、出所後の生活再建や社会復帰について、具体的な社会復帰のあり方を構想することも含め日々思考を深めている。何をもち「社会へ復帰した」と考えるかはそれぞれであるものの、共通しているのは、社会の中で「自律的」に「どう生きるべきか」を模索しようとしている、という点である。被収容者自身が「社会復帰」ということを明確に意識したのは、飽くまでも当該ユニットに所属してから、あるいは所属を希望してからであることがうかがわれたが、重要なのは、このようなプログラムが(現時点では鳥根あさひのみではあるが)被収容者に対して常に開かれているということであり、刑の執行、さらには量刑の段階から社会復帰をはっきりと視野に入れた制度構築がなされることで、単に「責任に応じた刑罰」を科すことから、「生活再建」の結果として「犯罪を行う必要のない人生」へつながることを目指した手続が保障されることが可能となるものと考えられる。それは犯罪行為者自身の生き方や意思に関わらない他律的な「社会復帰」や「再犯防止」ではなく、飽くまでも犯罪行為以前には保障されていなかった「人間の尊厳」を回復するための自律的な「社会復帰」へ向けた支援によって実現されるものといえよう。このような対象者自身の「自律的」な生き方を追求し、そのための支援を行うということは、まさに福祉一般における支援と同様ともいえる。

(3)本研究の成果を踏まえ、今後の研究における展望として、以下のような方向性を追究したい。本研究では、障害・高齢の犯罪行為者を対象にして実施され始めた司法と福祉の新たな連携という施策の運用状況からは、障害者・高齢者のみならず、その他一般の犯罪行為者についても、多様な福祉のニーズを有していることが顕在化している。その現状を踏まえ、障害・高齢の犯罪行為者に対する現状の施策に限定して双方の連携の在り方を改善していくことを目指すのではなく、一般の犯罪行為者に対する適正な量刑手続と社会復帰の在り方をもその対象としつつ検討を行うことが必要であるものと思われる。すなわち、刑事司法制度において目指されるべき犯罪行為者の「社会復帰」概念について、具体的にどのような基準によって評価されるべきものであるのかを明らかにし、犯罪行為者の「社会復帰」を視野に入れた刑事司法における適正な量刑手続の在り方、福

祉領域との連携における一貫した支援の在り方についての制度改革及び政策提言を為すことを目指すものとする。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計4件)

森久智江、障害のある犯罪行為者(Justice Client)に対する刑事司法手続についての一考察、立命館法学、査読無、327・328号、2010、928 955

森久智江、オーストラリアの社会内処遇、龍谷法学、査読無、43巻1号、2010、253 279

森久智江、犯罪行為者の社会復帰におけるソーシャル・インクルージョンの意義、龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報、査読無、1号、2010、163 165

秋山雅彦・市川岳仁・歌代正・谷村慎介・本庄武・森久智江、シンポジウム「日本における犯罪行為者のソーシャル・インクルージョン～実践知と理論知の融合を目指して」パネルディスカッション、龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報、査読無、1号、2010、195 214

[学会発表](計1件)

森久智江、犯罪行為者の自律的社会復帰のための刑事司法手続に関する一考察、日本刑法学会関西西部会、2010年7月25日、同志社大学(京都府)

[図書](計3件)

トニー・ワード著/森久智江・水藤昌彦・桑山亜也訳、金剛出版、犯罪行為者の社会復帰理論～リスクを超えて、2012、印刷中
森久智江著、刑事立法研究会編、現代人文社、非拘禁的措置と社会内処遇の課題と展望、2012、324 334

森久智江著、生島浩他編著、金剛出版、非行臨床の新潮流 リスク・アセスメントと処遇の実際、2011、42 56

[その他]

ホームページ等

<http://www.ritsume.ac.jp/acd/cg/law/lex/ritsumeikanhogakuindex.htm>

6. 研究組織

(1)研究代表者

森久 智江 (CHIE MORIHISA)
立命館大学・法学部・准教授
研究者番号：40507969